

市長発言要旨

【発表事項】

（仮称）栗子山風力発電事業計画の全面白紙撤回を求める申し入れについて

急なご案内にもかかわらず、お集まりいただきありがとうございます。

栗子山における風力発電事業について、本市は事業者である JR 東日本エネルギー開発株式会社に対し、事業の全面白紙撤回を求める申し入れをいたしました。

昨日午後に、私が東京の同社本社を訪問、松本義弘社長と面談し、申し入れ書をお渡ししました。

申し入れ文は、配付した資料のとおりです。

今回の申し入れは現在進められている環境影響評価法、いわゆる環境アセスメントの枠外での意思表示であります。しかしこれまでの本市の要請に対する同社の回答、及び米沢市民に対する同社の説明、情報公開に対する姿勢、米沢市民及び市議会に広がっている不信感、本市への地域貢献への考え方、総合的に熟慮した結果、環境アセスメントの手続きの中で、計画の見直し等により改善が図られたとしても、多くの市民の不安を払しょくするのは極めて難しいと考えざるを得ません。発電事業は、風力であれ、水力であれ、火力であれ、何であれ、地域環境に影響を与える事業です。同社には、米沢市及び市民との協力関係、信頼関係を構築する意志に欠けているものと認識しております。

「対話と実行」が私の信条です。これまでの市民の方々との対話、事業者の姿勢、山形県の見解、を総合的に検討し、事業の撤回を申し入れた次第です。

なお、吉村美栄子山形県知事には、撤回申し入れの内容を事前にご説明しており、市の立場をご理解いただいております。事業者の親会社、東日本旅客鉄道は本市にとってある意味、パートナー企業であり、公益企業であります。だからこそ、JR 東日本エネルギー開発株式会社におかれては、立地自治体である本市の考えを十分に受け止め、再考をお願いしたいと思います。

さらに具体的に申し上げますと、事業者は、本市意見書や住民からの意見等を踏まえ、本年 8 月 4 日及び 5 日に住民説明会を開催されましたが、特に多くの声があった騒音、低周波音、景観などを詳しく説明し、これまでの意見等に対する回答を掲載するなど、一歩踏み込んだ丁寧な説明を行いました。それでも参加者に対してわかりやすい説明だったかは疑問が残るとともに、具体的な質問に対して、「今後検討していく」、「今後詳しい調査の実施を検討する」など、参加者からの懸念に対して、十分に答えるような回答になっていないケースや質問に対して的確に回答がなされていないなどのケースが散見されるなど、十分な理解が得られたとは言い難いものだったと判断したことから、本市は翌 8 月 6 日に事業者に対して、早期の追加説明会の開催や準備書・会議録の公開を文書で、また、本市への地域貢献内容の提案を口頭で求めたところです。

その後、本市からの回答催促を踏まえて、8 月 26 日に社長が本市に来訪され、直接、対面で回答をお聞きし、今後についての意見交換を行ったところです。

本市が要請した内容については、大きく 3 点あります。

①追加説明会又は意見交換会の開催

②準備書・議事録の公開

③地域貢献の具体的な提案

①追加説明会又は意見交換会の開催については、今後、地域単位での説明会を市と相談しながら進めて行きたいという話がありましたが、具体的な期日・内容等は示されず、検討中と回答せざるを得ない内容も多くあることを理解いただきたいというものでした。

また、②準備書・議事録等の公開については、他の事業への影響を理由に本市環境課の窓口で資料を配置し、希望者にのみ配布するというものでした。

更に、地域貢献の具体的な提案については、金額の規模感等は示されましたが、具体的な中身の提案はなく、本市が提案した内容については、制度を確認中との回答に留まるものでした。

本市としては、特に難しい内容の要請をしたものではなく、地域貢献については、以前より何度も提案をお願いしている経過も踏まえ、いただいた回答は、本市が期待する内容とは異なっており、本市や住民との協力関係を構築する意欲が欠けているとの印象を持たざるを得ず、正直申し上げて、意見交換の中でも、本市や住民との合意形成を図る姿勢に対する希薄さを感じたところです。

また、これまでに様々な機会を通じて、本計画に対する意見・要望等が本市に対して寄せられていますが、その多くが事業に反対或いは懸念をするものであり、事業に反対する署名が市・県・国に提出され、反対運動が起きるなど、その声が日増しに高まり、住民の間に広がっている現状にあると認識しております。

私も、仕事柄、市民や関係団体・機関等の皆様からお話をいただく機会がありますが、賛成の声は少なく、反対とおっしゃる方が大半であり、日を追うごとにその声が広がり、高まっていると感じており、このような状況を鑑みれば、今後、環境アセスの手続きの中で、事業者がこれまでの意見等を真摯に受け止め、より具体的かつ分かり易い内容での計画の見直し等を示し、改善が図られたとしても、多くの住民の不安を払拭し、理解を得ることは極めて難しいものと考えております。

更に、8月26日に公表されました、山形県知事意見書では、イヌワシの保全、造成地の崩壊及び土砂流出、地すべり、雪崩のほか、個別事項として、大気(低周波音)、動物、植物、生態系等について、様々な懸念や必要な調査・対策を講じることを求めており、極めて厳しい内容になっていると認識しているところです。

特にイヌワシの保全については、県独自の調査や専門家からの意見を踏まえ、事業者の追加調査では不十分であり、事業実施区域近傍でイヌワシが営巣している蓋然性が高いとし、より安全性に配慮した保全措置が必要であると指摘しており、事業の取止めも含め、抜本的な事業計画の見直しを行うことを求めるという極めて厳しい内容となっており、事業の根幹にかかわる重大な懸念であり、本市としても重く受け止める必要があると考えております。

現在、事業者は、環境アセスに基づく準備書手続きを進めており、本市としては、法に基づく手続きとして、本市意見書を山形県知事に提出していますが、これまで説明しましたその後の状況の変化を踏まえたとき、FIT制度を利用して実施される本事業が本市に直接的な効果をもたらさない故の必要性や様々な懸念や専門家からの指摘などのリスクが完全に解決されない場合に起きてからでは後戻りできない状態に陥る恐れのある不可逆性、また、かねてより申し上げている、本市の自然や環境、景観、精神文化との調和が図られた事業であること、更に本市への地域裨益が納得できる内容になっているかな

どを総合的に熟慮・検討した結果、本市としては、様々な懸念がある中で、本事業をこのまま進めるべきではないと判断し、法に基づく手続きとは別の任意な形にはなりますが、本市は事業者に対して本事業の全面白紙撤回を求める申し入れを行い、できる限り早い判断とその回答を求めていくこととしたものです。

今のタイミングとなったことにつきましては、8月26日の事業者からの回答、県の意見書公表を踏まえ判断する必要があったこと、また、準備書の経済産業大臣勧告が9月下旬に予定されていることから、その前の段階で本市の考えをしっかりと国に伝える必要があると判断したことから、このタイミングとなったものです。

私からの説明は以上となります。